十六　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～5　略］		
6	削除	
7	削除	
8	削除	
［9　略］		
10	削除	
［11・12　略］		
13	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～5　同左］		
6	(1)　宮城県宮城郡利府町赤沼字番ヶ森14　(234.40) (2)　宮城県東松島市上下堤字入沢1－3　(64.40)	北緯38度21分53秒東経141度00分51秒の地点と北緯38度24分24秒東経141度05分15秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度24分44秒東経141度05分51秒の地点と北緯38度24分47秒東経141度05分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　宮城県宮城郡利府町赤沼字番ヶ森14　(234.20) (2)　宮城県宮城郡利府町森郷字内ノ目南70―7　(156.10)	北緯38度21分42秒東経141度00分33秒の地点と北緯38度20分32秒東経140度58分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　宮城県宮城郡利府町赤沼字番ヶ森14　(234.20) (2)　宮城県多賀城市明月1―189　(36.40)	北緯38度21分41秒東経141度00分40秒の地点と北緯38度17分21秒東経141度00分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［9　同左］		
10	(1)　宮城県宮城郡利府町赤沼字番ヶ森14　(234.20) (2)　宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5－3　(45.00)	北緯38度21分44秒東経141度00分43秒の地点と北緯38度18分38秒東経141度03分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［11・12　同左］		
13	(1)　宮城県宮城郡利府町赤沼字番ヶ森14　(234.20) (2)　宮城県塩竈市花立町14―29　(51.00)	北緯38度21分40秒東経141度00分41秒の地点と北緯38度18分42秒東経141度01分11秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度18分37秒東経141度01分12秒の地点と北緯38度18分35秒東経141度01分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域